改定後

第35条 (カードショッピング)

1. 利用可能な加盟店等

使用者は、次の加盟店のうち当社が適当と認める加盟店においてカードを利用することができます。但し、使用者は、加盟店におけるカード利用に際し、会員番号その他個人情報の窃取・悪用・売上伝票等の偽造・変造等の危険について充分に注意するものとします。なお、①乃至③の加盟店にてカードショッピングの取引を行う目的は事業費決済とし、営業のため又は営業として行われるものに限られるものとします。

(略)

個人情報の取扱いに関する同意条項 第2条(個人信用情報機関への登録・利 用)

(略)

<提携信用情報機関の名称・電話番号> (略)

※上記の各機関の加盟資格、加盟会員名等 は各機関のホームページに掲載されていま す。なお、各機関に登録されている情報の 開示は、各機関で行います(当社では行い ません)。 改定前

第35条 (カードショッピング)

1. 利用可能な加盟店等

使用者は、次の加盟店のうち当社が適当と認める加盟店においてカードを利用することができます。但し、使用者は、加盟店におけるカード利用に際し、会員番号その他個人情報の窃取・悪用・売上伝票等の偽造・変造等の危険について充分に注意するものとします。なお、①乃至③の加盟店にてカードショッピングの取引を行う目的は事業費決済のみとします。

(略)

個人情報の取扱いに関する同意条項 第2条(個人信用情報機関への登録・利 用)

(略)

<提携信用情報機関の名称・電話番号> (略)

※株式会社シー・アイ・シー、株式会社日本 信用情報機構並びに上記提携信用情報機関 は、多重債務の抑止のため提携し、相互に 情報を交流するネットワーク (CRIN) を構 築しています。

※上記の各機関の加盟資格、加盟会員名等は各機関のホームページに掲載されています。なお、各機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います(当社では行いません)。